■■■ 研修規定 ■■■

1. プログラムの趣旨・ルール

この研修プログラムは、海外での語学研修および生活体験を通して語学力の向上および異文化理解をめざすものです。

(1) 参加者はこの目的に沿って行動し、現地受入団体や学校などの規則や同行タッフの指示に従ってください。

(2) 参加者がこの趣旨を理解し、語学研修や生活体験に対する学習意欲、積極的な姿勢をもってプログラムに参加することが前提となります。

(3) また現地受入団体の教師やスタッフ、ホストファミリー(寮滞在なら寮のスタッフ)の意向を尊重して協力する姿勢、さらに団体での研修プログラムですから他の参加者との協調性も求められます。

(4) 低年齢であっても自立心・独立心、礼儀が求められます。

(5) その他自然環境や文化、生活習慣、など日本と異なることが多々あります。日本での考え方や基準にとらわれず柔軟に異文化を理解するよう努めることが非常に大切です。

2. プログラムの企画・運営形態

この研修プログラムはECC海外留学センター(以下ECC)が企画し、海外の現地受入団体が研修の実施を取り扱うものです。

3. 現地受入団体

(1) 現地受入団体とは海外の語学研修機関や国際交流・教育団体をさします。

(2) 研修期間中はこの現地受入団体の規則・措置・決定を尊重し、それらに従うものとします。

4. 医療措置

プログラム期間中、参加者が病気・傷害・その他の理由で医師の診断・治療が必要とECCまたは現地受入団体が判断した場合、ECCまたは現地受入団体は参加者が不同意であっても必要な措置をとることがあります。また感染症の罹患等では滞在先の変更などが発生する場合があります。医療措置で発生する医療費やスタッフ帯同などにかかる費用は参加者の負担となります。症状次第ではプログラムに参加できなくなる場合もあります。参加できない部分の払い戻しは致しません。

5. 医療費の支払い

疾病・傷害保険に加入していても、手続の関係上、医療機関への支払いを参加者が一時立て替え払いしなければならない場合があります。その場合、帰国後保険金を保険会社に請求します。必要であればその請求手続をECCが仲介致します。

6. 救援

死亡事故の場合、重病で入院の場合、単独帰国の場合、その他ECCが必要と判断した場合、保護者に現地まで行って頂くことがあります。その場合の費用は参加者の負担となります。

7. 海外旅行保険

プログラム参加中の事故や病気、あるいは携帯品の損害や他人の物を壊したりした時に備えてECCでは海外で有効な保険のご加入をお勧めしています。また加入した保険の限度額を超える費用については参加者負担になります。

8. 日程などの変更

パンフレットに記載の旅行日程や語学研修・アクティビティのスケジュールなどは、交通機関の事情・現地の事情・その他の事由により変更になることがあります。

9. 禁止事項

(1) 研修期間中、所定のホームステイや寮などの滞在先以外での宿泊(外泊)はホストファミリーと共に旅行する場合を除き認められません。

(2) 研修期間中、自動車やオートバイ等の運転をすることは許可できません。

(3) 研修期間中、ジェットスキー、リュージュ、ボブスレー、スカイダイビング、ハンググライダー、バンジージャンプ、スキューバダイビング、ピッケル・ザイル等を用いる登山等、危険を伴うアクティビティへの参加は許可できません。

(4) 喫煙や飲酒などは受け入れ国と日本の法律に従い、また成人であっても滞在場所やファミリーの習慣を尊重し、許可を得て行うようにしてください。

(5) 年齢によってアクティビティ・終日観光中の自由行動ができない場合があります。その場合、引率者や現地ガイドといっしょに行動していただくことになっています。

10. 問題解決

(1) 現地で発生した問題は、その場で、現地受入団体スタッフやホストファミリー、あるいは同行スタッフに相談して解決をはかることが大切です。

(2) 現地で何も申し出ずに日本の家族に電話で相談するのでは時間もかかりますし、状況の正確な把握も難しくなります。

(3) また後になって(たとえばプログラムの終盤になって、あるいは帰国後)申し出ても、やはり解決が困難になります。

11. 契約解除(出発前)

以下の事由に該当する場合、研修契約・旅行契約を解除することがあります。

(1) 申込者が、あらかじめ明示した性別・年齢・資格・技能その他条件を満たしていないことが判明した場合

(2) 申込者が病気や必要な介助者の不在その他の事由により本プログラムへの参加が困難であるとECCが判断した場合

(3) 申込者が他の参加者や現地受入団体、あるいはホストファミリーや寮に滞在する他の学生などの関係者に迷惑を及ぼしたり、団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあるとECCが判断した場合

(4) 申込者が、その体調・病気・精神状態・能力・態度その他の事由により本プログラム参加者としてふさわしくないとECCが判断した場合

12. 契約解除(出発後)・途中帰国

以下の事由に該当する場合、プログラム途中であっても帰国して頂くことがあります。

(1) 病気・事故等で帰国が必要とECCまたは現地受入団体が判断した場合

(2) 参加者がプログラムの趣旨、規則、現地受入団体の指示に反する行動・態度をとり、プログラム継続が不適当とECCまたは現地受入団体が判断した場合

プログラム途中での帰国の場合、別途帰路航空券の購入が必要になることがあり、その費用は参加者負担となります。その他、付き添いが必要と認められた場合の付き添い費用、空港までの送迎費用など途中帰国に伴い必要な費用は全て参加者の負担となります。また場合によってはホームステイや寮ステイから、ホテル滞在に変更して頂くことがあります。ホテル滞在に変更の場合、ホテル宿泊費用のほか、追加で必要になる交通費など、付随して発生する費用は全て参加者の負担になります。途中帰国された場合、参加できない部分の払い戻しは致しません。

13. 自己都合による滞在先の変更

自己都合による滞在先変更の場合、その費用は参加者負担となります。その他、付き添いが必要と認められた場合の付き添い費用、変更滞在先までの送迎費用など、変更に伴い必要な費用は全て参加者の負担となります。ホテル滞在に変更の場合、ホテル宿泊費用のほか、追加で必要になる交通費など、付随して発生する費用は全て参加者の負担になります。

14. 写真やビデオ撮影

(1) ECC並びにECC関係者が研修の様子を撮影することがあります。撮影した写真やビデオ動画など（以下「写真等」という）は、同じ研修ツアーの参加者に共有することがあります。また、ECCや現地受入機関のパンフレット、チラシ、ポスター、ホームページ、ビデオ、インターネットサービスSNS(facebook、X、YouTube、Instagramほか)など（以下「広報資料」という）に使用することがあります。

(2) 参加者から提供を受けた感想文や写真等の資料も同様に広報資料に使用することがあります。

(3) 上記の写真等および感想文等の広報資料での使用に関してお申し出があった場合、ECCはできるだけご要望にお応えするように留意しますが、参加者全員での集合写真などご要望にお応えできないこともあります。

(4) 参加者個人が撮影した写真等、またはECCならびにECC関係者から提供をうけた写真等を、個人のSNS等に使用する場合、被撮影者の同意を得た上で使用してください。

15. 金銭管理

(1) ほとんどのコースでは研修中に必要な費用はプログラム費用に予め含まれていますので、多額なお小遣いは不要です。

(2) 参加者の年齢にかかわらず、お小遣いなどの金銭管理は参加者自身で行ってください。紛失や盗難に気をつけるとともに、計画的な使用を心がけてください。同行スタッフ、現地スタッフあるいはホストファミリーは参加者に金銭の貸し出しは致しかねます。

16. 同行スタッフ

(1) スタッフ同行と記載しているコースについては、ECCのスタッフあるいはECCから委託したスタッフが国際線の出発空港から同行し、帰国までお

世話します。但し、コースによっては日本出発・帰国時の同行スタッフと現地での同行スタッフが異なる場合があります。

(2) 同行スタッフは、プログラムが主旨に則って円滑に実施されるよう、現地の受入機関のスタッフを補助する立場から業務にあたりますので、参加者はその指示に従ってください。

(3) 同行スタッフはプログラム期間中24時間体制でプログラム管理をする/できるものではありません。特に同行スタッフと一緒でない時間(ホストファミリー宅滞在中や休日など)については参加者自身が責任を持って行動してください。ただし、同行スタッフの助力が必要な時には参加者から積極的に相談して解決をはかりましょう。

(4) 同行スタッフは、ホームステイ先の各家庭の定期訪問や電話連絡は行いません。また予定されたスケジュール外で、参加者(参加者グループ)や各ファミリーが外出などする場合の同行も致しません。また、体調不良やケガなどで一部の参加者が特別なケアを必要とする場合やその他やむを得ない場合、一時的に他の参加者と一緒に行動できないこともあります。

17. ECCの責任

(1) ECC、および現地受入団体は、参加者の安全に留意・努力致しますが、以下の事由により参加者自身および身の回り品に対して被られた損害・損失には責任を負いかねます。
a. 天災地変・戦乱・暴動・同盟罷業・陸海空における不慮の災難 b. 交通事故 c. 政府・公共団体の指令 d. 盗難 e. 傷害 f. 流行病・隔離 g. 各国の出入国規則・税関規則 h. その他不可抗力による場合

(2) ECC、および現地受入団体は、参加者が本研修規定の他「旅行条件書」、「ホームステイ関連規定」、「寮・ホテル滞在関連規定」、「語学研修関連規定」をよく理解しないことによって生じる精神的、物質的な損害についてはその責を負いません。

18. 参加者の責任

参加者が故意又は過失、法令もしくは公序良俗に反する行為、もしくは参加者が研修の諸規定を守らないことによりホストファミリー(宅)、寮、現地受入団体の施設に損害を与えた場合、参加者から損害の賠償を申し受けます。

19. その他関連規程

「旅行条件書」、「ホームステイ関連規定」、「寮・ホテル滞在関連規定」、「語学研修関連規定」も研修規定の一部となりますので、ご確認ください。

20. 裁判管轄

本規定に関連し裁判上の紛争が生じたときは、大阪地方裁判所または大阪簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

《 ホームステイ関連規定 》

1. 趣旨

(1) ホームステイの趣旨は、国際交流であり、異文化体験です。

(2) 生活習慣や文化・考え方が日本とは異なる場合がありますが、それに適応するような姿勢・努力が参加者には求められます。

(3) ホストファミリーから話しかけてくれたり、世話をしてくれることを期待して受け身な姿勢でいるのではなく、参加者の方から積極性に交流をはかる姿勢・努力が求められます。

(4) 基本的に自分のことは自分でする自立心、またホストファミリーのお手伝いをするような姿勢も大切です。

2. ホストファミリー

(1) ホストファミリーは現地受入団体が適切と判断する家庭を選定しますが、家族構成、年齢、職業、国籍、経済的事情、生活様式、民族的背景、宗教などは様々です。
a. 父親だけ、母親だけの家庭もあります。
b. 子供がいる家庭もあれば、いない家庭もあります。
c. 一人住まいの家庭から大家族の家庭までさまざまです。
d. 人種・民族もさまざまで「白人」家庭とは限りません。多くの国では日本よりも移民が大変多いので、ヒスパニック系、アジア系、アフリカ系などさまざまなファミリーがいますし、また家族(親族)同士の会話の際などに英語以外の言葉を話す家庭もあります。
e. ホストファーザーまたはホストマザーが日本人である場合があります。
f.参加者と同年代で異性の子供がいるホストファミリーもあります。

(2) ホームステイは通常ペイングホームステイで、ホストファミリーに費用をお支払いしています。ホストファミリーは宿泊する部屋と食事などを提供することに同意しています。それ以外に、週末に外出に連れて行ってくれるなどのことがあっても、それはホストファミリーの厚意によるものであり、必ず期待できるものではありません。また、ホームステイ先ではホストファミリーの仕事の事情等により毎食事をホストファミリーと一緒に取るとは限りません。

3. ホストファミリーの選定・決定

(1) ホストファミリーは現地受入団体が定めた選定基準や条件などにより決定されます。

(2) ホストファミリーは参加者の提出するアプリケーション、参加者のアレルギー、その他を参考にしながら現地受入団体により決定されます。

(3) ホストファミリーの家族構成、年齢、職業、国籍、経済的事情、生活様式、民族的背景、宗教などについて参加者が要望を出したり参加の条件とすることはできません。

(4) 煙草や動物などに対してアレルギー症状を起こす参加者で、喫煙家庭やペットのいる家庭での滞在は非常に困難であると予測される場合は、極力非喫煙家庭やペットのいない家庭(あるいは戸外でのみ飼っている家庭)を選定するように努めます。このような時にはアプリケーション(申込書)にその旨を明記してください。

(5) 現地受入団体が選定したホストファミリーの情報(家族構成、年齢、職業、国籍、経済的事情、生活様式、民族的背景、宗教など)を理由としたプログラムのキャンセルは参加者によるキャンセルと見なし、旅行条件書の規定に従って取消料を申し受けます。

(6) コース毎に一家庭に滞在する参加者の標準的な数(一家庭1名や一家庭2~3名など)を定めていますが、ご参加コースの参加者数や参加者のアレルギー、現地受入団体の事情などにより、全日程あるいは日程の一部の期間、その通りにならないことがあります。また他の参加者や、他国からの留学生、ホストファミリーの家族と同じ部屋に泊まって頂くことがあります。

(7) 上記の一家庭あたりのECCプログラムの参加者の人数とは別に、同じ家庭に他の留学生や他のECCのプログラムの参加者(日本人あるいは他国からの留学生)が滞在していることもあります。

(8) やむを得ない事情によって、ツアーに同行するスタッフと同じ家庭にホームステイをする場合もあります。

(9) ホストファミリー決定後にお知らせする情報は、「名前、住所、電話番号、その他」になります。現地受入団体の多くがホストファミリーのプライバシー尊重を重視するため、家族構成や年齢、職業、趣味などの情報はご案内できない場合があります。

(10) お知らせする情報は、各ホストファミリーが現地受入団体に申告した(時点での)家族状況であり、参加者が実際に滞在する時点には状況が変化している場合があります。また同家庭に滞在している他(国)の留学生の有無などの情報は前もって分からない場合がほとんどになります。

(11) その年、その時期の受入家庭側の状況により、ホストファミリーの決定がご出発の前日または当日になる場合があります。

4. ホストファミリーの変更

(1) ホストファミリーが決定しその旨参加者にお知らせした後、出発前あるいは出発後に、ホストファミリーの事情(家庭内の不慮の出来事や家族の病気など)や現地受入団体の事情により、ホストファミリーや受入地区が変更される場合があります。

(2) ホストファミリーの家族構成、年齢、職業、国籍、経済的事情、生活様式、民族的背景、宗教などを理由としての参加者からのホストファミリーの変更希望は受け入れられません。また、個人的な理由・嗜好(食事が口に合わないとか、部屋が狭いとか、小さな子供はイヤなど)を理由とする変更希望も受け入れられません。現地受入団体はホストファミリーの選定に際してアプリケーションに記載のご参加者のアレルギーなどに関するご希望を考慮しますが、必ずしもご希望に添えないこともありますのであらかじめご了承ください。また、希望通りのホストファミリーではないことを理由にして申込の取消をされる場合は、旅行条件書の規定に従って所定の取消料を申し受けます。

(3) ホストファミリーの変更が生じた場合、現地受入団体からECCに連絡が入り次第、参加者のご家族にお知らせします。ただし時差、現地受入団体の事情、ECCの営業日などの事情によりお知らせするまで時間がかかることがあり、参加者から直接日本のご家族に電話連絡をされた場合、ECCにはまだ連絡が入っていないこともあり得ます。

(4) その変更に伴い、一家庭に滞在される参加者数が、そのコースで定める標準的な数とは異なってくることもあります。

5. 留意事項(1)~心構え

(1) ホスト宅はホテルではありません。ホテルのように宿泊設備やサービスを提供してもらって快適に過ごすことを求めるのではなく、一般家庭の生活を体験させてもらうのだということを理解してください。
(2) ホスト宅はホテルではなく一般家庭です。滞在中は各家庭の規則を尊重して行動しなければなりません。与えられた部屋やベッド、使わせてもらうバスルームなどは傷めたり汚したりしないよう、ていねいに扱ってください。
(3) ホストファミリーに「話しかけてもらう」「気を遣ってもらう」ことを当然のこととして待つのではなく、自分から積極的にホストファミリーと接してゆくよう努めてください。
(4) ホストファミリーに頼りすぎず、自分のことは自分でしましょう。自分の部屋の整理や食事のあとのテーブルの片づけなどはきちんとするようにしてください。その他の家事や掃除などの手伝いも心がけましょう。
(5) 日本の自分の家庭とは異なることも多いでしょう。食事や家族の接し方、余暇の過ごし方など、体験させてもらうというつもりで、できるだけ柔軟に適応するよう努めてください。
(6) お互い気持ちよく接するためには、感謝の気持ちが大切です。参加者が低年齢であっても、また語学力が十分でなくても、挨拶やお礼の言葉など、最低の礼儀です。
(7) ホームステイ中の外泊はホストファミリーと共に旅行する場合を除き認められません。また安全上の理由から参加者だけで外出することは禁止しています。
(8) ホストファミリーが学校までの送迎をしてくれるコースであっても、ホストファミリーのやむを得ない事情により、学校までの送迎を別のホストファミリーあるいは学校のスタッフ等がしてくれることがあります。
(9) ホームステイ先での休日の過ごし方はホストファミリーによって異なります。休日はホストファミリーが必ずどこかへ連れて行ってくれるわけではありません。ホストファミリーの生活習慣や予定を尊重し、無理な要求は控えてください。
(10) ホストファミリー宅で電話を使わせてもらいたい時はまず許可を得た上で、コレクトコールなど参加者が通話料を負担する使い方をしてください。
(11) 他の参加者を招待したり、外出、帰宅が遅くなる場合などは予めホストファミリーに許可を得てください。
(12) ホームステイ先で困ったことやホストファミリーにお願いしたいことがある場合、ご参加者から直接ホストファミリーにお話しください。言い方や英語の使い方が分からない場合は、同行スタッフにご相談ください。

6. 留意事項(2)~欧米諸国での生活習慣

(1) 欧米諸国の一般家庭での食事は日本に比べて簡素・質素です。朝食がシリアルであったり、パンだけであったりすることも一般的ですし、夕食がホットドッグやピザ、あるいはサラダということもあります。
(2) 家の内外や部屋などの掃除についても日本とは感覚が違う場合もあります。家庭によっても違いますが、一般に日本ほど清潔に掃除していないことが多いでしょう。
(3) 洗濯は毎日するのではなく、週に一回か二回程度まとめてする家庭が多いでしょう。
(4) シャワーや入浴は、日本よりも短時間で済ませる家が多く、またバスタブがなく(又はあっても通常お湯はためず)シャワーのみの家が多くなります。トイレも同じバスルームにあることも多いので、ファミリー内の他の人に不便をかけないよう配慮してください。
(5) 家庭によって異なりますが、一般に起床・就寝時刻が日本より早く、朝は5~7時に起床、午後5~6時に夕食を、午後8~9時頃に就寝する家庭も珍しくありません。

7. その他

尚、参加者が当該語学研修機関が手配するホームステイ先、寮および同機関の施設に対し故意または過失により損傷または損害を与えた場合、参加者の負担によりその損害を賠償するものです。

《 寮・ホテル・ホステル滞在関連規定 》

1. 規則遵守

(1) 現地で説明される寮・ホテル・ホステルの規則に従って生活してください。規則違反があると返金なしに退去措置がとられることもあり、その場合プログラムの継続が困難になり途中帰国を命じられることもあります。その場合必要になる費用は参加者の負担となります。
(2) 寮・ホテル・ホステルの施設・備品は適切に丁寧に取り扱ってください。
(3) 尚、参加者が当該語学研修機関が手配する施設に対し故意または過失により損傷または損害を与えた場合、参加者の負担によりその損害を賠償するものです。

2. 滞在場所の変更

滞在予定の寮・ホテル・ホステルが不慮の事故や天候・天災・学校の事情・諸施設の予定変更などの事由により変更される場合があります。

3. 他の学生との強調・共同生活

(1) 寮・ホテル・ホステルの部屋をシェアするルームメイトや同じ寮・ホテル・ホステルに滞在する他の学生との共同生活になる場合は、お互いに気持ちよく過ごせるよう配慮し、努力してください。
(2) 寮・ホテル・ホステルには日本人だけでなく他国の学生も滞在していることがあります。言葉や習慣などが異なることがありますが、国際親善・国際交流に努めてください。

4. 喫煙や飲酒

同じ寮・ホテル・ホステルに滞在する同年齢の他国の学生が飲酒や喫煙を認められていたとしても、参加者はあくまで日本と現地の法律に従ってください。

《 語学研修関連規定 》

1. 規則遵守

(1) 現地教育機関の規則に従ってください。規則違反があると返金なしに退学措置がとられることもあり、その場合プログラムの継続が困難になり途中帰国を命じられることもあります。その場合必要になる費用は参加者の負担となります。
(2) 学校・教育機関の施設・備品は適切に丁寧に取り扱ってください。

2. クラス

(1) コースや年齢などにより、参加者だけでクラス構成するクローズドクラスの場合と、(日本人以外を含む)他の学生と共にクラスが構成されるインターナショナルクラスの場合があります。
(2) クローズドクラスの場合、学年や年齢、語学力などは参加者によって様々で、ホームステイやアクティビティに役立つことを学習したり、外国でのレッスンを体験することを主な目的としています。また短期間の研修ですので、必ずしも大きな語学力の伸びが期待できるクラスではありません。
(3) クローズドクラスであっても、他のECCツアーの参加者や他国からの留学生が同じクラスで学習する形態になることもあります。
(4) インターナショナルクラスの場合であっても、その時期の事情・状況により、他の参加者や他国の学生が少なく、クラスによっては、ほとんど(あるいは全ての)学生がこのコースの参加者であること、またはほとんど(あるいは全ての)学生が日本人であることがあります。

3. 変更

プログラム内の英語クラスの時間割やアクティビティの予定などが、不慮の事故や天候・天災・学校の事情・諸施設の予定変更などの事由により変更される場合があります。この場合現地受入団体の指示・決定により何らかの代替措置がとられます。